

新宮町営住宅は、住宅に困窮している方に安い住宅使用料でお住まいいただくために、国の補助金と新宮町の負担で建てられた公共賃貸住宅であり、町民共有の財産です。一般の借家やアパートとは異なり、公営住宅法や新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例などの決まりで管理されています。入居するには一定の資格が必要になります。

1. 募集団地

	三代団地 (昭和56年度建築)
所在地	三代651番地2
団地概要	中層耐火構造4階建 (駐車場あり、エレベーターなし)
募集戸数	2戸(2階1戸、3階1戸)
間取り	一般住戸 3DK(56.31㎡) (和室3部屋、台所、風呂、洗面所、洋式トイレ)



※間取りの詳細は、3ページの「7. 間取りについて」を参照ください。
 ※部屋を選ぶことはできません。

2. 入居資格

【共通条件】

- (1) 申込者が新宮町内に住所または勤務先がある人
- (2) 成年者で、同居しようとする親族がいる人

※婚約中の人または事実上婚姻関係にある人を含みます。

※福岡県から「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」又は福岡県と協定を締結した自治体の宣誓書受領証の交付を受けた人も可能です。

※単身での入居可能な場合があります。

<単身入居が可能な場合> ※次の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 60歳以上の者
- ② 障がい者でその障害の程度が次の程度であるもの
 - 身体障害: 身体障害者障害程度等級表1級から4級まで
 - 精神障害: 障害等級1級から3級まで
 - 知的障害: 精神障害の程度に相当する程度(療育手帳の交付を受け得る程度)

(常時介護が必要な方の入居について)

身体上または精神上に著しい障がいがあるため常時介護が必要な方は、安全確保や財産保全等の観点から、賃貸借契約の締結に際して、必要な支援を受けられているかを確認させていただきます。

- ③ 生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、海外からの引揚者、ハンセン病療養者、DV被害者

(3) 収入基準に合う人

同居しようとする親族(婚約者も含む)全員の所得合算後、公営住宅法に定める諸控除(下記参照)を差し引き計算した月額が次の金額であること。

- ① 一般世帯の場合 158,000円以下
- ② 裁量階層世帯の場合 214,000円以下

裁量階層世帯とは

- イ 60歳以上又は60歳以上及び18歳未満の人からなる世帯
- ロ 身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人がいる世帯
- ハ 戦傷病者手帳の交付を受けている人(恩給法別表の特別項症～第6項症及び第1款症)がいる世帯
- ニ 被爆者健康手帳の交付を受けている人で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている人がいる世帯
- ホ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がいる世帯
- ヘ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1、2級程度)の人がいる世帯
- ト 知的障害者(療育手帳A1、A2、A3、B1)の人がいる世帯
- チ ハンセン病療養所入所者等に該当する人がいる世帯
- リ 小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯

※世帯の所得月額、世帯全員の合計所得額から下記控除額を引き、12で割った額となります。

	控除	内容	金額
1	給与所得等控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある者	1人につき100,000円(所得が10万円未満の場合は所得額)
2	親族控除	同居する親族	1人につき380,000円
3	老人扶養控除	同居する年齢70歳以上の親族	1人につき100,000円
4	特定扶養親族控除	同居する16歳以上23歳未満の親族(配偶者を除く)	1人につき250,000円
5	寡婦控除	所得税法に規定する寡婦	270,000円(所得が27万円未満の場合は所得額)
6	ひとり親控除	所得税法に規定するひとり親	1人につき350,000円(所得が35万円未満の場合は所得額)
7	障害者控除	身体障害者、精神障害者、知的障害者等	1人につき270,000円
8	特別障害者控除	身体障害者(1～2級)、精神障害者(1級)、知的障害者(療育手帳の障害の程度欄が「A」)等	1人につき400,000円

- (4)現に住宅に困窮していることが明らかな人
- (5)申込者及び同居しようとする親族(婚約者も含む)が暴力団員でないこと
- (6)市町村税の滞納がないこと
- (7)家賃の3か月分の敷金が払えること
- (8)町営住宅の決まりを遵守することができる人

3. 入居者の選考方法

申込者が募集戸数を超える場合は、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い世帯から決定します。(先着順ではありません)

4. 申込受付期間

3月2日(月)から3月19日(木)まで(土・日・祝日除く)
8時30分～17時00分まで

5. 申込方法

郵送または環境課窓口を持参により申込書を提出してください。
郵送の場合、3月19日(木)17時までに必着。
窓口持参の場合、申込受付時間外及び土・日を除きます。

6. 家賃について

収入申告書等から年間所得(控除後)を出し、12月で割って収入区分による家賃算定基礎額を出します。家賃算定基礎額をもとに家賃を算出します。

家賃は、同じ団地であっても入居者の収入等により異なります。入居決定後に調査のうえ算出し家賃決定します。

募集団地の家賃の目安は次のとおりです。(※収入等によって年度ごとで変動していきます)

三代団地(R7年度時点)	収入分位(1分位～6分位)
一般住戸	19,600円 ～ 38,500円

7. 間取りについて

【三代団地 一般住戸 3DK(56.31㎡)】



8. 申込書類について

新宮町営住宅入居申込書(様式第1号)に次の書類を添えて提出ください。

添付書類の不足など不備がある場合は、受け付けができません。

※下記以外に、状況に応じて書類が必要となる場合があります。(入居申込書類一覧表を参照)

※各証明書については、市区町村または勤務先などで所定の様式がある場合は、発行先の指示に従い交付を受けてください。

※各証明書は、発行日から3か月以内のものに限り有効です。

【必ず提出していただく書類】※令和8年1月募集(緑ヶ浜団地)の際に提出済みの方は②～⑤省略可

- ①新宮町営住宅入居申込書(様式第1号)
- ②入居予定者全員(申告義務がある人)の所得証明書(令和7年度)
- ③入居予定者全員(申告義務がある人)の市町村税の滞納のないことの証明書
- ④新宮町外に住んでいる人は、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)
- ⑤新宮町外に住んでいる人で、町内に勤務している人は、勤務証明書

【状況に応じて必要となる書類】

申込者及び同居しようとする親族(婚約者も含む)の状況により、該当する人のみ提出していただく書類です。(入居申込書類一覧表を参照)

9. 注意事項について

【次のような申込みは無効となります】

なお、入居後に発覚した場合は、退去していただきます。

- ①入居資格を満たしていない場合
- ②申込書、その他添付書類に不正な記載等があった場合
- ③申込受付期間外に申し込まれた場合
- ④指定の申込書以外で申し込まれた場合
- ⑤添付書類が不足している場合
- ⑥世帯を不自然に分割、または合併している場合(夫婦別居の申込みなど)
- ⑦現在すでに県営住宅、市営住宅、他の町営住宅に入居している場合
- ⑧重複して申込みをした場合 ※全ての申込みが無効となります。
- ⑨持ち家(自宅)を所有している場合

【生活保護受給中の方】

生活保護を受給されている方は、自己都合による引っ越しは基本的には認められないため、申請される前に必ず担当のケースワーカーに連絡・相談しなければなりませんので、ご注意ください。

【引っ越し】

引っ越しは、4月末日までに完了していただく予定になります。入居決定の際に説明します。



問い合わせ先

新宮町役場 環境課
TEL 092 (963) 1732
FAX 092 (962) 0725